

その他大規模災害等対策編

【その他大規模災害等対策編】

第1章 その他大規模災害等対策計画

第1節	その他大規模災害等の配備体制	大-1
第2節	放射性物質災害対策計画	大-2
第3節	航空機災害対策計画	大-6
第4節	鉄道災害対策計画	大-9
第5節	大規模火災対策計画	大-11
第6節	林野火災対策計画	大-14
第7節	大規模停電災害対策計画	大-16
第8節	危険物等災害対策計画	大-20

第1章 その他大規模災害等対策計画

第1節 その他大規模災害等の配備体制

第1 配備基準

災害の種類	警戒配備 【災害警戒本部の設置】	非常配備 【災害対策本部の設置】
放射性物質災害	放射性物質事故により災害の発生又は発生が予想される場合で、副市長が必要と認めたとき。	放射性物質事故により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。
航空機災害	航空機事故により災害の発生又は発生が予想される場合で、副市長が必要と認めたとき。	航空機事故により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。
鉄道灾害	鉄道事故により災害の発生又は発生が予想される場合で、副市長が必要と認めたとき。	鉄道事故により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。
大規模火災	大規模火災により災害の発生又は発生が予想される場合で、副市長が必要と認めたとき。	大規模火災により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。
林野火災	林野火災により災害の発生又は発生が予想される場合で、副市長が必要と認めたとき。	林野火災により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。
大規模停電災害	全市的な停電で、数時間程度で復旧が見込まれる場合で、副市長が必要と認めたとき。	全市的な停電で、復旧に1日以上要すると見込まれる場合で、市長が必要と認めたとき。
危険物等災害	危険物等事故により災害の発生又は発生が予想される場合で、副市長が必要と認めたとき。	危険物等事故により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。

第2 災害対策本部の組織及び運営

「震災対策編 第2章 第1節 第6 佐野市災害警戒本部の設置及び同第7 佐野市災害対策本部の設置」に準ずる。

第3 職員の動員

「震災対策編 第2章 第1節 第8 動員」に準ずる。

第2節 放射性物質災害対策計画

第1 基本方針

本市及び県には「原子力災害対策特別措置法」に規定される原子力事業所は存在しないが、医療機関及び放射性同位元素等使用事業所が存在している。

また、茨城県等には、臨界事故等の発生を想定し対策を検討すべき施設が存在するほか、核燃料物質の輸送事故なども想定する必要がある。

これらのことから、放射性物質事故による影響の甚大性を考慮し、放射性物質取扱事業所等及び防災関係機関の予防対策、応急対策について定める。

第2 放射性物質事故の想定

県内の放射性物質取扱事業所で取り扱っている事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性は低いことから、地震、火災、事故等に起因する事故を想定する。

また、核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されることなどを想定する。

さらに、茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故等を想定する。

第3 放射性物質事故予防対策

1 放射性物質取扱施設の把握

市及び消防本部は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

2 情報の収集・連絡体制の整備

市は、県、国、警察、消防本部、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

3 退避誘導体制の整備

市は、県内外の放射性物質事故発生時に適切な退避誘導を図れるよう、平時から地域住民及び自主防災組織等の協力を得て、退避誘導体制の整備に努めるものとする。

また、要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し、安否確認を行うため、平時より要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

4 防護資機材等の整備

県、市、警察、消防本部及び核燃料物質使用事業所の事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスク等の防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努めるものとする。

また、核燃料物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努めるものとする。

5 防災教育等

市及び県は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施するものとする。

また、市及び県は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、市民に対して平時から放射性物質事故に関する知識の普及を図るものとする。

第4 放射性物質事故応急対策

1 情報の収集・伝達体制

(1) 県内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業所の事業者は、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、又は周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には速やかに次の事項について、市、県、警察、消防本部及び国の関係機関に通報するものとする。

また、事故情報等については、隨時、連絡を行うものとする。

ア 事故発生の時刻

イ 事故発生の場所及び施設

ウ 事故の状況

エ 放射性物質の放出に関する情報

オ 予想される被害の範囲、程度等

カ その他必要と認める事項

(2) 県内の放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、県内における核燃料物質の運搬中の事故による特定事象（原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象）発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに市、県、警察、消防本部及び国の関係機関に通報するものとする。

(3) 県外の原子力事業所及び原子力艦事故に係る情報の収集・連絡

原災法第15条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、又は「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ）」に基づく原子力艦緊急事態が国から発表された場合は、県、国や事故の所在都道府県等から情報収集を迅速に行うものとする。

(4) 未確認の放射性物質が発見された場合の連絡

未確認の放射性物質が発見された場合は、発見者は文部科学省に速やかに通報するものとする。

2 放射性物質事故応急対策本部・災害対策本部の設置

市は、必要に応じて放射性物質事故応急対策本部又は災害対策本部を設置するものとする。

なお、市における配備基準は、「震災対策編 第2章 第1節 第6 佐野市災害警戒本部の設置」及び「震災対策編 第2章 第1節 第7 佐野市災害対策本部の設置」を準用する。

3 避難等の防護対策

市は、県から緊急時における環境放射線モニタリング等活動の結果等、必要な情報の提供を受けるものとする。

また、環境放射線モニタリング結果等から、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針「O I L (Operational Intervention Level) と防護措置について」に該当すると認めら

れる場合に、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、市民に対し「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずるものとする。

第5 運用上の介入レベル（O I L）

運用上の介入レベル（O I L）とは、放射性物質の放出後、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減するため、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等で表された防護措置の判断基準である。

1 防護措置

（1）避難・屋内退避等の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置 O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難なものの一時屋内退避を含む）
早期防護措置 O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物※の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

（2）人のスクリーニング等の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線 : 40,000 cpm β 線 : 13,000 cpm 【1ヶ月後の値】	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等をした避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施

（3）飲食物のスクリーニング、摂取制限の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		ブルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

第6 広報相談活動

市は、放射性物質事故が発生した場合、県等の実施した環境放射線モニタリング結果等の情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ市民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。

- 1 情報の伝達は、防災行政無線、市ホームページ、防災・気象情報メール、SNS、広報車等により行うものとする。
- 2 市民等（外国人を含む）からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ特別対応窓口等を開設するものとする。

第7 飲料水及び飲食物の摂取制限等

市及び県は、市民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき、食品の廃棄・回収等の必要な措置を行うものとする。

第8 消防活動

放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合においては、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

消防本部においては、当該事業者からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法を決定するとともに、安全性の確保に努め迅速に消火活動を行うものとする。

第9 広域避難者の支援要請又は受入れ

市は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続きについて、県と協力し円滑に行うものとする。

1 県内市町間における広域避難者の受入れ等

市は、市の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町長に協議するものとしの、協議を受けた市町は同時に被災等受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。

この場合、県は、被災市町の要請があった場合には、受入れ先市町の選定や紹介等の調整を行うものとする。

2 都道府県域を越える広域避難者の受入れ等

市は、県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県を通じて他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行うものとする。この場合、協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。

3 水戸市民の県外広域避難の受入れ

東海第二発電所で原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、水戸市民の県外広域一時滞在の受入れ準備を行う。

第3節 航空機災害対策計画

第1 基本方針

本計画は、本市内において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平時から体制を整備するための予防計画を定める計画とする。

第2 予防計画

1 情報の収集・連絡体制の整備

関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集、連絡体制を整備する。

2 協力・応援体制の整備

関係機関は、相互の協力、応援体制の整備及び情報伝達手段の整備拡充に努める。

3 消火救難、救助・救急及び医療活動に係る資機材等の整備及び備蓄関係機関は、発災時に おける各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

4 防災訓練

関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努めるものとする。

第3 応急対策計画

航空機災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、防災関係機関は早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図る。

1 情報の収集

初動体制を早期に確立するため、関係機関は情報の受伝達を緊密に行う。

2 応急対策

関係機関は、航空機事故が発生した際、次の対応をとる。

市は、県、国土交通省等の関係機関と連絡調整を行う。

(1) 捜索救難活動

国土交通省が中心となって実施する。防衛省、警察庁、消防庁、県及び市がこれに協力する。

(2) 消防活動

市消防本部が中心となって消火活動を行う。

(3) 実施内容

(ア) 航空機災害に係る火災が発生した場合、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

(イ) 航空機災害に係る火災が発生した場合、市及び市消防本部の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期すため、警戒区域を設定する。

(ウ) 災害の規模等が大きく、市消防本部限りでは対処できないと思われる場合は、必要に応じて消防相互応援協定に基づく近隣消防本部、栃木県広域消防応援隊及び緊急消防援助隊の応援を要請する。

(4) 救出救護活動

ア その他の地域で災害が発生した場合

(ア) 実施機関

当該航空運送事業者、市、市消防本部、県警察、栃木県

(イ) 協力機関

(公社)栃木県医師会、日本赤十字社栃木県支部、(一社)栃木県歯科医師会、

(一社)栃木県薬剤師会、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、国公立病院、

近隣消防本部

イ 実施内容

航空機の乗客及び発災地域住民等の救出、救護、収容等を行う場合は、次により実施する。

(ア) 救出班の派遣

実施機関は、乗客、地域住民の救出のため救出班を編成し、担架等救出に必要な資器材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

(イ) 救護所の開設

重軽傷者の救護は、現場指揮本部の近傍に現場救護所を設置し、県より派遣された救護班等による迅速な処置を図るものとする。

(5) 救急、搬送

消防本部が中心となって応急処置後の負傷者を適切な医療機関に搬送する。

(6) 死体の収容

市が、県、県警察、日本赤十字社栃木県支部、医療機関等関係機関と協力し、遺体収容所へ搬送する。

死体の収容、埋葬に係る実施事項は、「風水害等対策編 第2章 第19節 遺体の搜索・処理・埋葬計画」の定めるところによる。

(7) 交通規制

県警察は、発災地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

(8) 広報

ア 実施機関

市及び県警察等が実施する。

イ 実施内容

災害応急対策実施の理解を求めるため、報道機関を通じ、又は広報車、防災行政無線等により、地元住民、旅客、送迎者及び周辺地域住民等に対して次のとおり広報を行う。

(ア) 市及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに道路等ライフラインの復旧見通し

(イ) 避難の指示、及び避難先の指示

(ウ) 地域住民等への協力依頼

(エ) その他必要な事項

(9) 防疫及び清掃

防疫については、遭難機が国際線である場合には、国、県と密接な連携を図りつつ、事故現場の清掃については、「風水害等対策編 第2章 第20節 障害物除去計画」又は「風水害等対策編 第2章 第21節 廃棄物処理計画」の定めるところにより、応急対策を講ずることとする。

3 応援体制

発災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援態勢を整える。

第4節 鉄道災害対策計画

第1 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める。

なお、本市において対象となる鉄軌道事業者は、東日本旅客鉄道株式会社高崎支社及び東武鉄道株式会社である。

第2 予防計画

1 各事業者による予防対策

鉄軌道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき技術基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、改良及び保全を行うものとする。

また、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

2 行政等による予防対策

- (1) 国、公共機関、県、市及び鉄軌道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- (2) 国、県及び市は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、市民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。
- (3) 国、県、市及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安施設の整備、交通規制の実施等、踏切道の改良に努める。

第3 応急・復旧計画

1 行政等による応急活動体制

市は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

2 情報収集・伝達体制

鉄軌道事業者は、事故対策マニュアル等により、応急措置や関係機関への通報等を行う。

3 相互協力・派遣要請計画

- (1) 鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとする。
- (2) 市は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
- (3) 県は、自衛隊の派遣要請の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請する。また、市は、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

4 消防活動

- (1) 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。
- (2) 消防本部は、消防警戒区域を設定し、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

5 救助・救急計画

- (1) 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力を要請する。
- (2) 消防本部は、被災した乗客等の救助活動を実施するとともに、現場指揮本部の近傍に現場救護所を設置し、トリアージ及び傷病者の応急処置を行う。
また、消防部隊が不足する場合は、必要に応じて消防相互応援協定に基づく近隣消防本部、栃木県広域消防応援隊及び緊急消防援助隊の応援要請を行う。
- (3) 国及び地方公共団体は、必要に応じ民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。
- (4) 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求める。

6 交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を把握し、緊急交通路の確保を図るなどの確かな交通規制を図る。

7 避難計画

- (1) 市及び警察署は、発災時には、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。
- (2) 避難誘導に当たっては、避難所、避難経路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他の避難に資する情報の提供に努める。
- (3) 市は、必要に応じて避難所を開設する。

第5節 大規模火災対策計画

第1 基本方針

大規模な火災による多数の死傷者等の発生といった大規模災害に対する対策について定める。

第2 予防計画

1 建築物不燃化の促進

(1) 建築物の防火規制

市は、市街地における延焼防止を次により促進する。

ア 建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

イ 準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条の規定による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(2) 都市防災不燃化促進事業

大規模火災から市民の生命、身体及び財産を守るために、避難地、避難経路、延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

2 防災空間の整備・拡大

(1) 都市公園は、市民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における町会一時（自主防災組織）避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

市は、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、併せて火災に強い樹木の植栽を検討するなど、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

(2) 都市における街路は、人や物を輸送する交通機能のみならず、大規模火災時においては火災の延焼防止機能も有しているため、道路の新設・改良に努める。

(3) 都市における河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、河道の拡幅等、河川の改修が防災空間の整備等に有効である。

3 市街地の整備

市は、面的な都市基盤施設の整備と併せて建物の更新等が図られる土地区画整理事業や市街地再開発事業等により、防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

また、新たな地域拠点等の形成を必要とする地域においては、防災上安全で健全な市街地となるよう土地区画整理事業を推進する。

4 予防立入検査

消防本部は、年間査察計画を作成して、消防法第4条に基づき、防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

立ち入り検査の主眼点

- ア 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。
また、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水、その他消火活動上必要な施設が消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- イ 炉、厨房設備、ストーブ、ボイラ、乾燥設備、変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。
- ウ こんろ、火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が火災予防条例どおり確保されているかどうか。
- エ 劇場、映画館、百貨店等公衆集合場所での裸火の使用等について、火災予防条例に違反していないかどうか。
- オ 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱いの状況が火災予防条例に違反していないかどうか。
- カ その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

5 多数の者を収容する建築物の防火対策

(1) 防火管理者及び消防計画

消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- ア 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- イ 消火、通報、避難等の訓練の実施
- ウ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- エ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- オ 従業員等に対する防災教育の実施

(2) 定期点検報告

消防本部は、一定規模の特定防火対象物の管理権限者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ報告させる。

6 消防組織及び施設の整備充実

(1) 消防組織

市は、消防職員、団員の確保に努める。

(2) 消防施設等の整備

消防施設等については、「消防力の整備指針」に基づいて整備を図る。

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

- (1) 市は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (2) 市は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

2 情報収集・伝達体制

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

3 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、「風水害等対策編 第2章 第11節 災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

4 消防活動

- (1) 消防本部は、速やかに火災の状況を把握とともに、迅速に消火活動を行う。
- (2) 消防本部は、必要に応じて消防相互応援協定に基づく近隣消防本部、栃木県広域消防応援隊及び緊急消防援助隊の応援要請を行う。
- (3) 消防本部は、他の市町からの応援要請を受けたときは、具体的な活動マニュアルである「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

5 救助・救急計画

- (1) 市及び消防本部は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ県の各機関等に応援を要請する。
- (2) 市は、必要に応じ民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。
- (3) 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

6 交通規制計画

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図るなどの的確な交通規制を図る。

7 避難計画

- (1) 発災時には、市及び警察署等は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。
- (2) 避難誘導に当たっては、市は避難所、避難経路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他の避難に関する情報の提供に努める。
- (3) 市は、必要に応じて避難所を開設する。

8 救援・救護計画

食料・飲料水・生活必需品等供給については、「風水害等対策編 第2章 第15節 生活必需品・燃料等供給計画」、医療救護計画については、「風水害等対策編 第2章 第17節 医療・救護計画」に定めるところによる。

第6節 林野火災対策計画

第1 基本方針

近年のレジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備等により、ハイキングなど森林の利用者が多くなり、林野火災の発生も懸念されるところである。

また、林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災になるおそれがあるため、林野火災に対する対策について定める。

第2 予防計画

1 広報宣伝

(1) 各種広報等による注意

市は、市ホームページ、防災行政無線、防災・気象情報メール、広報紙、回覧板等を利用し、林野火災に対する市民の注意を喚起する。

(2) 学校教育による指導

市は、児童・生徒に対して、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等のために、林野火災の予防が大切であることを理解させるための普及指導を行う。

(3) 山火事予防運動の実施

市及び森林組合は、山火事予防運動期間中に懸垂幕を設置するなどの各種啓発事業を推進する。

2 法令による規制

(1) 条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項、森林法第21条第1項）

市は、市民に対し、火災警報発令下等における市等条例に定める禁止事項の周知徹底を図る。

(2) 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）

林野率が高く火災発生の危険の高い地域においては、火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火、喫煙の制限をする。

3 林野等の整備

森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り、火災の起こりにくい森林の育成に努める。

第3 応急対策計画

1 消防計画の樹立

(1) 地域内の地形状況と消火活動の難易等の調査図の作成

消防本部は、林野の地形状況を把握し、具体的状況の中で容易に消防作戦が立てられるような調査図を作成し、消防団等にあらかじめ配布しておく。

2 総合的消防体制の確立

(1) 警報連絡体制の確立

火災警報、その他気象情報が円滑、適切に連絡できる体制を確立する。

(2) 防御機器等の整備

林野火災の消火に必要な各種防御機器等を整備、点検しておくよう要請する。

(3) 防災訓練の実施

図上による演習や各機関と合同した総合訓練を実施する。

(4) 広域応援体制の確立

初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないため、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。

(5) 航空機による空中消火体制の整備

空からの消火については、県が保有している空中消火資機材を用いて、県消防防災ヘリコプターや自衛隊航空機による支援を得て、被害の拡大防止に努める。

3 迅速な消火活動

消防機関は、消防ポンプによる消火活動のほか、背負い式消火水のう等を使った人海戦術による消火、県消防防災ヘリコプター等による空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

また、延焼阻止が困難と判断されるときは、森林所有者等と調整し、森林を伐採し臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

4 現地指揮本部の開設

消防機関は、火災の規模が大きく、総員出動が必要な場合や関係機関との調整が必要となる場合には、現場近くに現地指揮本部を開設し、関係機関と連携し、延焼方向、地域住民・施設等への被害の発生状況、危険性等を十分把握し、効果的な消火活動等を行う。

5 消防団の活動

消防団は、消火活動を実施し、飛び火による延焼を警戒するなど火災の拡大防止に努め、火勢の状況等により必要な場合は、地域住民等を安全な場所に避難誘導する。

また、消防隊の到着後は、当該消防隊への情報提供と火点誘導を行い、消防隊と協力して消火活動にあたる。

6 立入禁止区域の設定等

警察署は、災害が発生し被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行うものとする。

7 その他

県及び森林所有者は、林地荒廃の防止に努めるとともに、森林復旧造林を推進する。

第7節 大規模停電災害対策計画

第1 基本方針

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震では、約295万戸が停電する日本初のブラックアウト※が発生し、復旧までに45時間要し、その間、ライフラインの断絶や交通機関、医療機関のマヒ等市民生活や産業活動に甚大な影響を及ぼした。

一方、令和元年9月の台風15号では、千葉県内の広範囲で停電が発生し、一部地域は長期化するなど、市民生活や産業活動等に大きな影響が生じた。

そこで本節では、市内での長期にわたる大規模停電の発生を想定し、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関等が直ちにとるべき対策について定める。

※ブラックアウト：大手電力会社が管轄する全エリアで停電が起こる現象

第2 予防計画

1 情報連絡体制の整備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市、県及び東京電力パワーグリッド(株)等防災関係機関は、大規模停電災害が発生した場合に、連携して円滑な応急対策を実施できるよう、平時より緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておく。

(2) 情報通信手段の整備

市、県及び東京電力パワーグリッド(株)等防災関係機関は、「風水害等対策編 第2章 第25節 公共施設等災害応急対策計画」に基づき、大規模停電事発生時の情報通信手段の確保に努める。

2 設備・備蓄の充実

市、医療・福祉施設や避難所等防災上重要な施設の管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な電力を確保できるよう、資機材等の設備の整備及び発電機の備蓄に努める。

3 燃料の確保

非常用発電機等を整備している避難所や医療・福祉施設、公共施設等の施設管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。

4 市民等の停電に対する備えの強化

市は、市民や事業所等に対し、「風水害等対策編 第1章 第1節 防災意識の高揚」に示すとおり、日頃から防災備蓄品を準備することや避難所の確認、地域などで行う防災訓練等に積極的に参加するなど、普及啓発を図る。

また、電力会社とも連携し、平時より停電により生じ得る危険性について周知を図る。

停電発生後の留意事項

■自宅にいるとき

- ・パソコンや家電製品の電源を切り、プラグをコンセントから抜く。
- ・ブレーカーを切る。（家の外に避難するときもブレーカーを切る）
- ・懐中電灯等で灯りを確保する。
- ・市からの情報や電力会社のウェブサイト、災害情報のアプリ等で復旧までにかかる時間を確認する。等

■屋外にいるとき

- ・信号機の灯火が消えている交差点等では、安全確認を十分に行いながら進行する。
- ・歩いて避難する場合は、車が多い交差点はできるだけ避ける。
- ・夜道は危険なのでなるべく歩かない。
- ・断線した電線に近づかず決して触れない。等

5 倒木対策

市は、市管理施設敷地内や街路上の倒木を予防するため、倒木の危険性のある樹木を調査し、必要に応じて伐採等の措置を講じる。

また、森林所有者等は、倒木による電線の破線を避けるため、枝打ち、間伐、伐採等の励行を図る。

6 東京電力パワーグリッド(株)の措置

東京電力パワーグリッド(株)は、大規模停電災害の発生に備え、次の措置を講ずるものとする。

(1) 防災知識の普及啓発

ウェブサイト上に、市民等に向けた緊急時の対応に関する情報を提供するとともに、市と連携を図り、市ウェブサイト等により、市民等に向けた大規模停電時の対応等の防災知識の普及啓発を図る。

(2) 防災訓練の実施

独自の防災訓練の実施はもとより、大規模停電災害を想定した市、県が実施する防災訓練に参加するなど、防災関係機関との連携強化を図る。

(3) 電力設備の整備促進

電力設備の防災対策等を実施し、安全性・信頼性の向上を計画的・総合的に実施する。

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

(1) 市

市長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る応急対策を実施する。

市における配備基準は、「本編 震災対策編 第2章 第1節 活動体制計画」のとおりとする。

(2) 防災関係機関

防災関係機関の長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を図りながら、その所管に係る応急対策を実施する。

(3) 東京電力パワーグリッド(株)

東京電力パワーグリッド(株)は、大規模停電災害が発生した場合、速やかに市、県及び防災関係機関に状況を報告するとともに、「風水害等対策編 第2章 第25節 公共施設等災害応急対策計画」に基づき、応急対策を実施する。

2 情報の収集・伝達

(1) 市

市は、市域において大規模停電災害が発生又は発生のおそれがあるときには、本計画の定めるところにより、速やかに停電状況や被害状況を取りまとめ、県に報告する。

(2) 東京電力パワーグリッド(株)

東京電力パワーグリッド(株)は、大規模停電災害が発生した場合、市、県及び防災関係機関に停電状況等を連絡するとともに、ホームページ上への情報公開に努める。

また、停電の復旧時期について可能な限り正確に見極め、公表するよう努める。

3 通信手段の確保

市及び防災関係機関は、非常用電源を配備することにより、業務の継続性を確保するとともに、電源設備の故障等に備え、複数の通信手段の確保に努める。

4 石油類燃料の供給対策

市は、大規模停電災害時の応急対策への燃料不足による支障を避けるため、「災害時における緊急車両・重要施設燃料の優先供給ガイドライン」に基づき、栃木県石油商業組合と協力し燃料の確保に努める。

5 災害広報

市は、災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、市民等に対して行う災害広報は、「震災編 第2章 第5節 災害広報計画」の定めによるほか、市民等への広報は、概ね次のような項目について行う。

広報内容

- ・停電の状況及び停電に伴う災害の状況
- ・関係機関の災害応急対策に関する情報
- ・停電の復旧の見通し
- ・給水所や避難所の開設状況
- ・停電時における注意事項 等

6 市民生活の安全確保

市は、長期にわたり停電が予想される場合には、早急に次のような対策を実施する。

(1) 避難対策

市は、大規模停電災害により市民等の生命及び身体の安全・確保を図るため、必要がある場合は、「風水害等対策編 第2章 第6節 避難対策計画」又は「震災対策編 第2章 第6節 避難対策計画」の定めるところにより、避難所の開設や避難誘導等を実施する。

(2) 消防・救急・救助活動

消防・救急・救助活動については、「風水害等対策編 第2章 第7節 消防計画」又は「震災対策編 第2章 第8節 救急・救助活動計画」の定めによるものとし、特に関係機関の連携による警戒パトロールや火災発生に対する迅速な消火活動、停電地区での通電火災の注意喚起、医療機関との連携による円滑な救急搬送等に努める。

(3) 緊急的な電力供給

市は、電源を喪失した防災関係機関、医療・福祉施設、避難施設等のうち電源車の配備先を検討し、各種災害協定に基づき、各所へ要請する。

(4) 給水支援

飲料水の供給については、「風水害等対策編 第2章 第14節 給水計画」に基づき飲料水を確保する。

(5) 入浴支援

市は、入浴支援に当たり、自衛隊に仮設風呂の開設を要請するほか、民間の入浴施設の開設を要請することを検討する。

7 広域応援

市は、停電による災害の規模により、市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「風水害等対策編 第2章 第2節 相互応援協力・関係機関との連携計画」の定めにより、県、他の市町、他の消防本部等へ応援を要請する。

8 自衛隊派遣要請

市は、停電による災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「風水害等対策編 第2章 第2節 相互応援協力・関係機関との連携計画」の定めにより、自衛隊の災害派遣を要請する。

第8節 危険物等災害対策計画

第1 危険物（消防法）

1 基本方針

危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時ににおける保安対策並びに応急対策について定める。

2 予防計画

(1) 事業所等

ア 消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において危険物の災害予防に万全を期する。

イ 資料5により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。

(ア) 危険物保安監督者の選任

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

(イ) 危険物保安統制管理者の選任

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

(ウ) 危険物施設保安員の選任

危険物の規制に関する政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

ウ 事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。

(ア) 事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

(イ) 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあっては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。

(ウ) 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

(2) 市及び消防本部

ア 消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は直ちに改善、移転させるなど、危険物の規制を実施する。

(ア) 危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設、貯蔵・取り扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対する的確な防災計画を策定する。

(イ) 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。

(ウ) 消防体制の強化

消防本部は、各事業所の火災防災計画を作成するとともに、隣接市町との相互応援協定の締結を推進する。

(エ) 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策について的確な教育を行う。

3 応急対策計画

(1) 事業所等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に次の措置をとる。

ア 通報体制

(ア) 責任者は、災害が発生した場合、直ちに119番で消防に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。

(イ) 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、必要に応じて消防本部へ通報する。

イ 初動活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初動活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

ウ 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

(2) 市、県その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、市地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもとに次の応急対策を実施する。

ア 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災現地に職員を派遣するなどにより、被災状況を的確に把握するとともに、市、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

イ 救急医療

当該事業所、消防本部、医療機関は、連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。警察署、その他の関係機関はこれに協力する。

ウ 消防活動

消防本部は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

エ 避難

市は、警察署と協力し、避難のための立退きの指示、避難所の開設及び避難所への収容を行う。

オ 警備

警察署は、関係機関の協力のもと、被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

カ 交通対策

道路管理者及び警察署は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対策に万全を期する。

キ 原因の究明

消防本部及び警察署は、災害の発生原因の究明にあたる。

第2 LPガス・高圧ガス

1 基本方針

LPガス・高圧ガスによる災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

2 予防計画

(1) 販売事業者（保安機関、充てん事業者を含む）

ア 一般消費者等に対する災害予防措置の実施

- ・LPガスの災害事故を防止するため、容器の転倒・転落・流出防止措置を確実に行うとともに、ガス漏れ警報器、対震自動ガス遮断器付マイコンメータ、ガス放出防止器、ヒューズコック、一酸化炭素警報器等の安全機器の整備を促進する。
- ・事故防止、災害時における措置について、パンフレット等により具体的に指導する。

イ 災害予防体制の強化

- ・従業員への保安教育を適切に実施するとともに、防災訓練等への積極的な参加等により、体制の充実強化を図る。
- ・ガス漏えい事故等緊急時に的確な対応ができるよう緊急点検に必要な資機材、緊急出動態勢を整備するとともに、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。
- ・容器の転倒・転落防止の措置をするなど、容器置き場の適正な管理を徹底する。
- ・被害情報の把握等に有効な集中監視システムの積極的な導入を図る。

(2) 高圧ガス事業所等（製造者、販売業者、高圧ガスを貯蔵・消費する者等）

災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

ア 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

イ 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

ウ 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため、緊急動員体制を確立する。

エ 相互応援体制の確立

事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

オ 防災資機材の整備

防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。さらに、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

カ 保安教育の実施

従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高压ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

キ 防災訓練の実施

取り扱う高压ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(3) 消防本部その他関係機関

ア 防災資機材の整備

(ア) 消防本部は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。

(イ) 消防本部は、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに、報告の協力を求めるなどにより、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

イ 保安教育の実施

関係団体は、事業所等に対して高压ガスに関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

ウ 防災訓練の実施

関係機関は、高压ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が行えるよう、定期的に総合防災訓練を実施する。

3 応急対策計画

(1) 販売事業者・高压ガス事業所等

ア 緊急通報

高压ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

イ 販売事業者等の措置

二次災害を防止するため、住民に対する火気使用禁止、容器のバルブ閉止等の広報を行い、消防機関等関係機関と連携しながら適切な措置を講じる。

ウ 災害対策本部等の設置

高压ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

エ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

オ 防災資機材の調達

防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

カ 被害の拡大防止措置

可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス探知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

(2) 市、県その他関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

ウ 防災資機材の調達

(ア) 県及び消防本部は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、協力して防災資機材を調達する。

(イ) 警察及び消防本部は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

エ 被害の拡大防止措置及び避難

(ア) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

(イ) 市は、必要に応じ避難の指示を行う。

オ 原因の究明

警察及び消防本部は、災害の発生原因の究明に当たる。

第3 火薬類

1 基本方針

火薬類による被害を予防し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

2 予防計画

(1) 事業所等

ア 警戒体制の整備

火薬類関係施設に災害等が発生するおそれのあるときは、警戒体制を確立する。

イ 防災体制の整備

災害発生時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るために、速やかに防災体制を確立する。

(ア) 防災組織の確立

事業所等の規模及び設備に応じて防災組織の編成を行い、その業務内容を明らかにする。

(イ) 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

(ウ) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。

(エ) 相互応援体制の確立

一つの事業所だけでは対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

ウ 安全教育の実施

従業員に対し定期的に、また、施設の新設等があるたびごとに保安教育を行い、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

エ 防災訓練の実施

取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所等内で定期的に防災訓練を行い、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(2) 県及び関係団体

事業所等に対して、火薬類に関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

3 応急対策計画

(1) 事業所等

ア 緊急通報

火薬類施設が発災となった場合は、あらかじめ定められた連絡経路により、防災関係機関に通報する。

イ 災害対策本部等の設置

火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(2) 市、県その他関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は、事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

ウ 被害の拡大防止措置及び避難

(ア) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

(イ) 市は、必要に応じ避難の指示を行う。

(ウ) 警察署は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。

エ 原因の究明

警察及び消防本部は、災害の発生原因の究明にあたる。

第4 毒物劇物

1 基本方針

毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物製造業者、輸入業者及び関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。

2 予防計画

(1) 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

ア 毒物劇物取扱責任者の設置

毒物劇物を直接取り扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止にあたる。

イ 管理体制の整備

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。

ウ 施設の保守点検

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止にあたる。

エ 教育訓練の実施

毒物劇物営業者は、危害防止規定に基づき、作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

オ 毒物劇物販売業者等

毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者についても、上記(ア)から(ウ)により危害防止に努める。

3 応急対策計画

(1) 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

ア 通報

毒物劇物の流出等により、市民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、保健所（安足健康福祉センター）、警察又は消防本部へ通報を行う。

イ 応急措置

毒物劇物が流出等により、市民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。

(2) 市、県その他関係機関

ア 緊急通報

消防本部は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合、市、県、警察へ連絡するとともに、状況に応じてその他の防災機関と連絡調整を図る。

イ 被害の拡大防止

消防本部は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。

ウ 救急医療

消防本部は、大量流出事故等に際して、市、県、警察、医療機関へ連絡するとともに、連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

エ 避難

市は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば避難の指示を行う。